掛川市条例第22号

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険税条例(平成18年掛川市条例第114号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては 「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に 改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 前

改

(課税額)

(課税額)

第3条 (略)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属す る国民健康保険の被保険者につき算定した所 得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割 額の合算額とする。ただし、当該合算額が63 万円を超える場合においては、基礎課税額 は、63万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額 は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及 びその世帯に属する被保険者につき算定した 所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等 割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 19万円を超える場合においては、後期高齢者 支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護 納付金課税被保険者である世帯主(前条第2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介 護納付金課税被保険者につき算定した所得割 額及び被保険者均等割額の合算額とする。た だし、当該合算額が17万円を超える場合にお いては、介護納付金課税額は、17万円とす る。

- 第3条 (略)
- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属す る国民健康保険の被保険者につき算定した所 得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平 等割額の合算額とする。ただし、当該合算額 が地方税法施行令(昭和25年政令第245号。 以下「政令」という。)第56条の88の2第1項 に規定する額を超える場合においては、基礎 課税額は、同項に規定する額とする。

後

- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額 は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及 びその世帯に属する被保険者につき算定した 所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別 平等割額の合算額とする。ただし、当該合算 額が政令第56条の88の2第2項に規定する額 を超える場合においては、後期高齢者支援金 等課税額は、同項に規定する額とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護 納付金課税被保険者である世帯主(前条第2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介 護納付金課税被保険者につき算定した所得割 額及び被保険者均等割額の合算額とする。た だし、当該合算額が政令第56条の88の2第3 項に規定する額を超える場合においては、介 護納付金課税額は、同項に規定する額とす る。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第4条 前条第2項の所得割は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.8を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均 等割額)

第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、 被保険者1人について22,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等 割額)

- 第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次 の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健 康保険法第6条第8号の規定により被保険 者の資格を喪失した者であって、当該資格 を喪失した日の前日以後継続して同一の世 帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一 の世帯に属する被保険者が属する世帯であ って同日の属する月(以下この号において 「特定月」という。)以後5年を経過するま での間にあるもの(当該世帯に他の被保険 者がいない場合に限る。)をいう。次号、第 11号及び第27条において同じ。)及び特定継 続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯 に属する被保険者が属する世帯であって特 定月以後5年を経過する月の翌月から特定 月以後8年を経過する月までの間にあるも の(当該世帯に他の被保険者がいない場合 に限る。)をいう。第3号、第11号及び及び 第27条において同じ。)以外の世帯 1世帯 について16,000円
 - (2) 特定世帯 1世帯について8,000円

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額 の所得割額)

第4条 前条第2項の所得割は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.1を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額 の被保険者均等割額)

第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、 被保険者1人について24,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額 の世帯別平等割額)

- 第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次 の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健 康保険法第6条第8号の規定により被保険 者の資格を喪失した者であって、当該資格 を喪失した日の前日以後継続して同一の世 帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一 の世帯に属する被保険者が属する世帯であ って同日の属する月(以下この号において 「特定月」という。)以後5年を経過するま での間にあるもの(当該世帯に他の被保険 者がいない場合に限る。)をいう。次号、第 11号及び第27条において同じ。)及び特定継 続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯 に属する被保険者が属する世帯であって特 定月以後5年を経過する月の翌月から特定 月以後8年を経過する月までの間にあるも の(当該世帯に他の被保険者がいない場合 に限る。)をいう。第3号、第11号及び及び 第27条において同じ。)以外の世帯 1世帯 について16,800円
 - (2) 特定世帯 1世帯について8,400円

- (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>12,000円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の所得割額)
- 第8条 第3条第3項の所得割額は、<u>賦課期日</u> <u>の属する年の前年の所得に係る</u>基礎控除後の 総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の被保険者均等割額)

第10条 第3条第3項の被保険者均等割額は、 被保険者1人について9,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の世帯別平等割額)

- 第11条 第3条第3項の世帯別平等割額は、次 の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 世帯について6,000円
 - (2) 特定世帯 1世帯について3,000円
 - (3) 特定継続世帯 1世帯について4,500円 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
- 第12条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均 等割額)

第14条 第3条第4項の被保険者均等割額は、 介護納付金課税被保険者1人について13,000 円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第19条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義 務が発生した者には、その発生した日の属す る月から月割をもって算定した第3条第1項 の額(第27条の規定による減額が行われた場 合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。 以下この条において同じ。)を課する。

$2 \sim 8$ (略)

(国民健康保険税の減額)

第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康 保険税の納税義務者に対して課する国民健康

- (3) 特定継続世帯 1世帯について<u>12,600円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の所得割額)
- 第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除 後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定 する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の被保険者均等割額)

第10条 第3条第3項の被保険者均等割額は、 被保険者1人について9,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者 支援金等課税額の世帯別平等割額)

- 第11条 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 世帯について6,400円
 - (2) 特定世帯 1世帯について3,200円
 - (3) 特定継続世帯 1世帯について4,800円 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
- 第12条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均 等割額)

第14条 第3条第4項の被保険者均等割額は、 介護納付金課税被保険者1人について14,000 円とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第19条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第3条第1項の額(第27条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

$2 \sim 8$ (略)

(国民健康保険税の減額)

第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康 保険税の納税義務者に対して課する国民健康 保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及び力に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及 び山林所得金額の合算額が、43万円(納税 義務者並びにその世帯に属する国民健康保 険の被保険者及び特定同一世帯所属者のう ち給与所得を有する者(前年中に法第703 条の5に規定する総所得金額に係る所得税 法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に 規定する給与所得について同条第3項に規 定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第1項に規定する給与等の収入金額 が55万円を超える者に限る。)をいう。以下 この号において同じ。)の数及び公的年金等 に係る所得を有する者(前年中に法第703 条の5に規定する総所得金額に係る所得税 法第35条第3項に規定する公的年金等に係 る所得について同条第4項に規定する公的 年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳 未満の者にあつては当該公的年金等の収入 金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳 以上の者にあつては当該公的年金等の収入 金額が110万円を超える者に限る。)をいい、 給与所得を有する者を除く。)の数の合計数 (以下この条において「給与所得者等の 数」という。)が2以上の場合にあっては、 43万円に当該給与所得者等の数から1を減 じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し

保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得 金額及び山林所得金額の合算額が、法第 314条の2第2項第1号に定める金額(納 税義務者並びにその世帯に属する国民健康 保険の被保険者及び特定同一世帯所属者の うち給与所得を有する者(前年中に法第 703条の5第1項に規定する総所得金額に 係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28 条第1項に規定する給与所得について同条 第3項に規定する給与所得控除額の控除を 受けた者(同条第1項に規定する給与等の 収入金額が55万円を超える者に限る。)を いう。以下この号において同じ。)の数及び 公的年金等に係る所得を有する者(前年中 に法第703条の5第1項に規定する総所得 金額に係る所得税法第35条第3項に規定す る公的年金等に係る所得について同条第4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受 けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該 公的年金等の収入金額が60万円を超える者 に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該 公的年金等の収入金額が110万円を超える 者に限る。)をいい、給与所得を有する者を 除く。)の数の合計数(以下この条において 「給与所得者等の数」という。)が2以上の 場合にあっては、法第314条の2第2項第 た金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険 者均等割額 被保険者(第2条第2項に 規定する世帯主を除く。)1人について 15,960円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について<u>11,200円</u>
 - (イ) 特定世帯 1世帯について5,600円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,400円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世 帯主を除く。)1人について6,440円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について4,200円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について2,100円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について3,150円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険 者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第2条第2項に規定する世帯主を除 く。)1人について9,100円
- (2) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及 び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>(納税 義務者並びにその世帯に属する国民健康保 険の被保険者及び特定同一世帯所属者のう ち給与所得者等の数が2以上の場合にあっ ては、<u>43万円</u>に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を

- 1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課 税額の被保険者均等割額 被保険者(第 2条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について16,800円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課 税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について11,760円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について5,880円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 8,820円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世 帯主を除く。)1人について6,720円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について4,480円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について2,240円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 3,360円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険 者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第2条第2項に規定する世帯主を除 く。)1人について9,800円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に定める金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、法第314条の2第2項第1号に定

加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険 者均等割額 被保険者(第2条第2項に 規定する世帯主を除く。)1人について 11,400円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について8,000円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について4,000円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 6,000円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世 帯主を除く。)1人について4,600円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について3,000円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について1,500円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,250円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険 者 均等割額 介護納付金課税被保険者 (第2条第2項に規定する世帯主を除 く。)1人について6,500円
- (3) <u>法第703条の5</u>に規定する総所得金額及 び山林所得金額の合算額が、43万円(納税

める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき政令第56条の89第2項第2号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課 税額の被保険者均等割額 被保険者(第 2条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について12,000円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課 税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について8,400円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について4,200円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 6,300円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世 帯主を除く。)1人について4,800円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について3,200円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について1,600円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,400円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険 者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第2条第2項に規定する世帯主を除 く。)1人について7,000円
- (3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得 金額及び山林所得金額の合算額が、法第

義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険 者 <u>均等割額</u> 被保険者(第2条第2項 に規定する世帯主を除く。)1人について 4,560円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応 じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について3,200円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について1,600円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,400円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世 帯主を除く。)1人について1,840円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について1,200円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について600円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について900円
- 才 介護納付金課税被保険者に係る被保険 者 均等割額 介護納付金課税被保険者

314条の2第2項第1号に定める金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき政令第56条の89第2項第2号への規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされる金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課 税額の被保険者均等割額 被保険者(第 2条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について4,800円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課 税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について3,360円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について1,680円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について 2,520円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世 帯主を除く。)1人について1,920円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高 齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割 額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について1,280円
 - (イ) 特定世帯 1世帯について640円
 - (ウ) 特定継続世帯 1世帯について960円
- 才 介護納付金課税被保険者に係る被保険 者 均等割額 介護納付金課税被保険者

(第2条第2項に規定する世帯主を除 く。)1人について2,600円

- (第2条第2項に規定する世帯主を除 く。)1人について2,800円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯 内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以 前である被保険者(以下「未就学児」とい う。)がある場合における当該納税義務者に対 して課する被保険者均等割額(当該納税義務 者の世帯に属する未就学児につき算定した被 保険者均等割額(前項に規定する金額を減額 するものとした場合にあっては、その減額後 の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保 険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額し て得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税 額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれ未就学児1人につい て次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額し た世帯 8,400円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額し た世帯 6,000円
 - <u>ウ</u>前項第3号アに規定する金額を減額し た世帯 2,400円
 - <u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> 12,000円
 - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の被保険者均等割額 次 に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就 学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額し た世帯 3,360円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額し た世帯 2,400円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額し た世帯 960円
 - <u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> 4,800円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第27条の2 国民健康保険税の納税義務者であ る世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特 例対象被保険者等(法第703条の5の2第2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。次 条において同じ。)である場合における第4条 及び前条の規定の適用については、第4条第 1項中「規定する総所得金額」とあるのは 「規定する総所得金額(第27条の2に規定す る特例対象被保険者等の総所得金額に給与所 得が含まれている場合においては、当該給与 所得については、所得税法第28条第2項の規 定によって計算した金額の100分30に相当す る金額によるものとする。次項において同 じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第 314条の2第2項」と、前条第1号中「総所 得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規 定する特例対象被保険者等の総所得金額に給 与所得が含まれている場合においては、当該 給与所得については、所得税法第28条第2項 の規定によって計算した金額の100分の30 に相当する金額によるものとする。次号及び 第3号において同じ。)」とする。

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険 税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第27条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した

第27条の2 国民健康保険税の納税義務者であ る世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特 例対象被保険者等(法第703条の5の2第2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。次 条において同じ。)である場合における第4条 及び前条第1項の規定の適用については、第 4条第1項中「規定する総所得金額」とある のは「規定する総所得金額(第27条の2に規 定する特例対象被保険者等の総所得金額に給 与所得が含まれている場合においては、当該 給与所得については、所得税法第28条第2項 の規定によって計算した金額の100分30に相当 する金額によるものとする。次項において同 じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第 314条の2第2項」と、前条第1項第1号中 「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額 (次条に規定する特例対象被保険者等の総所 得金額に給与所得が含まれている場合におい ては、当該給与所得については、所得税法第 28条第2項の規定によって計算した金額 の100分の30に相当する金額によるものとす る。次号及び第3号において同じ。)及び」と する。

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険 税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第27条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から

金額によるものとする。)及び山林所得金額」 と、「110万円」とあるのは「125万円」とす る。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健 康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第33条の2第5項の配当所得等を有する 場合における第4条、第8条、第12条及び第 27条の規定の適用については、第4条第1項 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山 林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に 規定する上場株式等に係る配当所得等の金 額」と、「同条第2項」とあるのは「法第 314条の2第2項」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所 得金額又は法附則第33条の2第5項に規定す る上場株式等に係る配当所得等の金額」と、 第27条中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2 第5項に規定する上場株式等に係る配当所得 等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税 の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合に おける第4条、第8条、第12条及び第27条の 規定の適用については、第4条第1項中「及 び山林所得金額の合計額から同条第2項」と あるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額 (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第 33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1 項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、 第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の 3第1項又は第36条の規定に該当する場合に は、これらの規定の適用により同法第31条第 1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除 する金額を控除した金額。以下この項におい 15万円を控除した金額によるものとする。)及 び山林所得金額」と、「110万円」とあるの は「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健 康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第33条の2第5項の配当所得等を有する 場合における第4条、第8条、第12条及び第 27条第1項の規定の適用については、第4条 第1項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2 第5項に規定する上場株式等に係る配当所得 等の金額」と、「同条第2項」とあるのは 「法第314条の2第2項」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に 規定する上場株式等に係る配当所得等の金 額」と、第27条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法 附則第33条の2第5項に規定する上場株式等 に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合に おける第4条、第8条、第12条及び第27条第 1項の規定の適用については、第4条第1項 中「及び山林所得金額の合計額から同条第2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法 附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の 金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26 号) 第33条の4第1項若しくは第2項、第34 条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第 1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第 35条の3第1項又は第36条の規定に該当する 場合には、これらの規定の適用により同法第 31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額か ら控除する金額を控除した金額。以下この項 て「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健 康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲 渡所得等を有する場合における第4条、第8 条、第12条及び第27条の規定の適用について は、第4条第1項中「及び山林所得金額」と あるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35条の2第5項に規定する一般株式等に係る 譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあ るのは「法第314条の2第2項」と、同条第 2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第 5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等 の金額」と、第27条中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則」 第35条の2第5項に規定する一般株式等に係 る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健 康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第12条及び<u>第27条</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場

において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健 康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲 渡所得等を有する場合における第4条、第8 条、第12条及び第27条第1項の規定の適用に ついては、第4条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法 附則第35条の2第5項に規定する一般株式等 に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2 項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるの は「若しくは山林所得金額又は法附則第35条 の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡 所得等の金額」と、第27条第1項中「及び山 林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額 並びに法附則第35条の2第5項に規定する一 般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健 康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第12条及び<u>第27条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する

株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第27条中「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保 険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得 又は雑所得を有する場合における第4条、第 8条、第12条及び<u>第27条</u>の規定の適用につい ては、第4条第1項中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則 第35条の4第4項に規定する先物取引に係る 雑所得等の金額」と、「同条第2項」とある のは「法第314条の2第2項」と、同条第2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若し くは山林所得金額又は法附則第35条の4第4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金 額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあ るのは「及び山林所得金額並びに法附則第35 条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所 得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民 健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第12条及び第27条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の

上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保 険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得 又は雑所得を有する場合における第4条、第 8条、第12条及び第27条第1項の規定の適用 については、第4条第1項中「及び山林所得 金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに 法附則第35条の4第4項に規定する先物取引 に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」 とあるのは「法第314条の2第2項」と、同 条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の 4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等 の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得 金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに 法附則第35条の4第4項に規定する先物取引 に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民 健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第12条及び<u>第27条第1項</u>の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とある

金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第27条中「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課 税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外 国居住者等の所得に対する相互主義による所 得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法 律第144号) 第8条第2項に規定する特定適 用利子等、同法第12条第5項に規定する特定 適用利子等又は同法第16条第2項に規定する 特定適用利子等に係る利子所得、配当所得、 譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合 における第4条、第8条、第12条及び第27条 の規定の適用については、第4条第1項中 「山林所得金額の合計額から同条第2項」と あるのは「山林所得金額並びに外国居住者等 の所得に対する相互主義による所得税等の非 課税等に関する法律(昭和37年法律第144号) 第8条第2項(同条第12条第5項及び第16条 第2項において準用する場合を含む。)に規定 する特例適用利子等の額(以下この条及び第 27条において「特例適用利子等の額」とい う。)の合計額から法第314条の2第2項」と、 「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山 林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計 額(」と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は 特例適用利子等の額」と、第27条中「山林所 得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特 例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課

のは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課 税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外 国居住者等の所得に対する相互主義による所 得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法 律第144号) 第8条第2項に規定する特定適 用利子等、同法第12条第5項に規定する特定 適用利子等又は同法第16条第2項に規定する 特定適用利子等に係る利子所得、配当所得、 譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合 における第4条、第8条、第12条及び第27条 第1項の規定の適用については、第4条第1 項中「山林所得金額の合計額から同条第2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居 住者等の所得に対する相互主義による所得税 等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第 144号) 第8条第2項(同条第12条第5項及 び第16条第2項において準用する場合を含 む。)に規定する特例適用利子等の額(以下こ の条及び第27条第1項において「特例適用利 子等の額」という。)の合計額から法第314条 の2第2項」と、「山林所得金額の合計額 (」とあるのは「山林所得金額並びに特例適 用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、 第27条第1項中「山林所得金額」とあるのは 「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」 とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課

税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外 国居住者等の所得に対する相互主義による所 得税等の非課税等に関する法律第8条第4項 に規定する特定適用配当等、同法第12条第6 項に規定する特定適用配当等又は同法第16条 第3項に規定する特定適用配当等に係る利子 所得、配当所得及び雑所得を有する場合にお ける第4条、第8条、第12条及び第27条の規 定の適用については、第4条第1項中「山林 所得金額の合計額から同条第2項」とあるの は「山林所得金額並びに外国居住者等の所得 に対する相互主義による所得税等の非課税等 に関する法律第8条第4項(同条第12条第6 項及び第16条第3項において準用する場合を 含む。) に規定する特例適用配当等の額(以下 この条及び第27条において「特例適用配当等 の額」という。)の合計額から法第314条の2 第2項」と、「山林所得金額の合計額(」と あるのは「山林所得金額並びに特例適用配当 等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は 山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所 得金額又は特例適用配当等の額」と、第27条 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金 額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課 税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第12条及び第27条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」と

税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外 国居住者等の所得に対する相互主義による所 得税等の非課税等に関する法律第8条第4項 に規定する特定適用配当等、同法第12条第6 項に規定する特定適用配当等又は同法第16条 第3項に規定する特定適用配当等に係る利子 所得、配当所得及び雑所得を有する場合にお ける第4条、第8条、第12条及び第27条第1 項の規定の適用については、第4条第1項中 「山林所得金額の合計額から同条第2項」と あるのは「山林所得金額並びに外国居住者等 の所得に対する相互主義による所得税等の非 課税等に関する法律第8条第4項(同条第12 条第6項及び第16条第3項において準用する 場合を含む。) に規定する特例適用配当等の額 (以下この条及び第27条第1項において「特 例適用配当等の額」という。)の合計額から法 第314条の2第2項」と、「山林所得金額の 合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに 特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第 2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は特例適用配当等の 額」と、第27条第1項中「山林所得金額」と あるのは「山林所得金額並びに特例適用配当 等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課 税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第12条及び第27条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2

あるのは「及び山林所得金額並びに租税条約 等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方 税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第 46号。以下「租税条約等実施特例法」とい う。)第3条の2の2第10項に規定する条約適 用利子等の額の合計額から法第314条の2第 2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」 とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条 約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定 する条約適用利子等の額の合計額(」と、同 条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは 「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施 特例法第3条の2の2第10項に規定する条約 適用利子等の額」と、第27条中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金額並び に租税条約等実施特例法第3条の2の2第10 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課 税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租 税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に 規定する条約適用配当等に係る利子所得、配 当所得及び雑所得を有する場合における第4 条、第8条、第12条及び第27条の規定の適用 については、第4条第1項中「及び山林所得 金額の合計額から同条第2項」とあるのは 「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施 に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特 例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以 下「租税条約等実施特例法」という。)第3条 の2の2第12項に規定する条約適用配当等の 額の合計額から法第314条の2第2項」と、 「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは 「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特 例法第3条の2の2第12項に規定する条約適 用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3

項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租 税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及 び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年 法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」 という。)第3条の2の2第10項に規定する条 約適用利子等の額の合計額から法第314条の 2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに租 税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等の額の合計額(」 と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあ るのは「若しくは山林所得金額又は租税条約 等実施特例法第3条の2の2第10項に規定す る条約適用利子等の額」と、第27条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林 所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条 の2の2第10項に規定する条約適用利子等の 額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課 税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租 税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に 規定する条約適用配当等に係る利子所得、配 当所得及び雑所得を有する場合における第4 条、第8条、第12条及び第27条第1項の規定 の適用については、第4条第1項中「及び山 林所得金額の合計額から同条第2項」とある のは「及び山林所得金額並びに租税条約等の 実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法律第46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第12項に規定する条約適用配 当等の額の合計額から法第314条の2第2項」 と、「及び山林所得金額の合計額(」とある のは「及び山林所得金額並びに租税条約等実 施特例法第3条の2の2第12項に規定する条 約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若し くは山林所得金額又は租税条約等実施特例法 条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第3条の2の2第12項に規定する条約適用配 当等の額」と、第27条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金額並び に租税条約等実施特例法第3条の2の2第12 項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について 適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。